

千葉英和高等学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び身体を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

学校は、上記理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときに、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

このいじめ防止基本方針は、生徒、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定す

第1 いじめ防止基本方針（以下、基本方針とする）の策定等

1. 基本方針の策定

本校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

2. いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する

(構成)

現行の学校運営会議（兼学校不適応生徒対応委員会）、生活指導課、カウンセリング委員会、学年組織主任会議、で運用する。

（校長、副校長、教頭、生徒指導主幹、生活指導課主任、カウンセリング委員、その他の教職員等）

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。

(学年組織主任会議)

- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。(カウンセリング委員会)

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。(学年組織主任会議・生活指導課)

- ・その他いじめの防止等に関すること。(学校運営会議)

第2 いじめの防止

1. いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

2. 道徳教育及び体験活動の充実

生徒に対して、いじめ防止等のために、生徒の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

3. 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内外研修等により資質の向上を図る。

第3 いじめの早期発見

1. 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2. 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3. いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

第4 いじめへの対処

1. 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聴取り調査等により、事実の有無の確認を行う措置(以下「調査」という。)を行う。

(2) 学校の設置者への報告

調査結果について、学校の設置者に報告する。

2. いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援を行う。
- ・ **いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるようにするための必要な措置を講じる。**

(2) いじめを行った生徒への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

- ・ いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

3. 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を、学校に設置する。

【重大事態】

- ・ **いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（生徒が自殺を企図した場合等）**
- ・ **いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合など）**

(構成)

校長、副校長、教頭、学校運営委員、カウンセリング委員、生活指導課主任、その他の教職員等

(設置期間)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校の設置者及び千葉県学事課への報告等

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び千葉県学事課に、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び千葉県学事課と連携、協力して対応を行う。

4. いじめへの対処に係わる流れ

学校における、いじめへの対処に係わる流れについて、別紙1のとおり定める。

第5 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

平成26年9月19日施行